

報道機関各位

建設業者等に対する指名停止措置について

下記のとおり、山形県競争入札参加資格者名簿に登載されている当該業者に対し、指名停止を行うことを決定し通知しましたので、お知らせします。

記

1 事実概要

青木あすなろ建設株式会社は、農林水産省（東北農政局）発注の岩手県内における送水路工事に係る変更請負契約に関し、発注者に対して虚偽の資料で変更協議を行い、過大な金額で変更契約を締結した。この件について、建設業法違反に該当するため、令和5年3月17日に許可行政庁である関東地方整備局から15日間の営業停止命令を受けた。

このことが、山形県競争入札参加資格者指名停止要綱別表指名停止基準第17号（建設業法違反行為）に該当すると認められるので、当該業者に対し、下記により指名停止の措置を行う。

2 指名停止業者

名称	住所	業者番号
青木あすなろ建設株式会社	東京都千代田区神田美土代町1	00002843

3 指名停止の期間 令和5年4月21日～令和5年5月20日（1か月）

<参考>

山形県競争入札参加資格者指名停止要綱
別表 指名停止基準第17号（建設業法違反行為）

指名停止事由
17 建設業法の規定に違反し、監督処分がなされた場合で、次のイ又はロに該当し、調達契約の相手方として不適当であると認められるとき。（前号に掲げる場合を除く。） イ 県内を対象とする調達契約において、建設業法の規定に違反し、監督処分がなされた場合 ロ 東北管内において建設業法の規定に違反し、許可行政庁から監督処分がなされた場合

※上記ロに該当

（問合せ先）建設企画課 課長補佐 庄司
電話 023-630-2630
報道監 県土整備部次長 森谷